

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成9年3月31日

規則第33号

改正 平成18年3月31日規則第59号

平成27年3月31日規則第43号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平27規則43・一部改正)

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第2条 省令第5条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断の結果を市長が適切であると認める者が証する書類
- (2) 耐震診断を平成25年11月25日以後に行った場合にあつては、当該耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し
- (3) 付近見取図
- (4) 配置図
- (5) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号又は第2号に掲げる書類に相当するものとして市長が認めるものを添付したときは、これらの書類を添えることを要しない。

(平27規則43・追加)

(建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第3条 法第13条第1項、第15条第4項、第24条第1項又は第27条第4項の規定による報告は、建築物の地震に対する安全性に関する報告書(第1号様式)に必要な書類及び図面を添付して市長に行うものとする。

(平18規則59・一部改正、平27規則43・旧第2条繰下・一部改正)

(耐震改修の計画の認定の申請に添付する書類)

第4条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請に係る建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が適切であると認める者が証する書類
- (2) 省令第28条第1項の表の(い)項に掲げる図書

(3) その他市長が必要があると認める書類

2 省令第28条第11項の規定に基づき、同条第2項に規定する構造計算書その他市長が認める図書は、添えることを要しない。

(平27規則43・追加)

(名義変更届)

第5条 法第17条第3項に規定する計画の認定（以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、計画の認定を受けた計画（法第18条第1項の規定による計画の変更の認定（以下「計画の変更の認定」という。）があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の工事が完了する前に認定事業者の名義に変更があったときは、変更前の認定事業者と変更後の認定事業者が連署して名義変更届（第2号様式）に計画の認定を受けたことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更受理通知書（第3号様式）により同項の変更後の認定事業者に通知するものとする。

(平18規則59・一部改正、平27規則43・旧第3条繰下・一部改正)

(計画の変更)

第6条 計画の変更の認定を申請しようとする者は、変更認定申請書（第4号様式）に当該計画の変更に係る書類及び図面を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、計画の変更の認定をしたときは、変更認定通知書（第5号様式）により前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(平27規則43・旧第5条繰下・一部改正)

(計画認定建築物の耐震改修に関する報告)

第7条 法第19条の報告は、計画認定建築物の耐震改修に関する報告書（第6号様式）に必要な書類及び図面を添付して市長に行うものとする。

(平18規則59・一部改正、平27規則43・旧第6条繰下・一部改正)

(取下げ届)

第8条 法第17条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）、第22条第1項又は第25条第1項の規定による申請をした者は、市長が当該申請に係る認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第7号様式）を市長に提出するものとする。

(平27規則43・旧第7条繰下・一部改正)

(取りやめ届)

第9条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事を取りやめたときは、取りやめ届（第8号様式）に計画の認定を受けたことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(平27規則43・旧第8条繰下・一部改正)

(工事完了届)

第10条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事が完了したときは、工事完了届（第9号様式）により市長に届け出なければならない。

(平27規則43・追加)

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請に添付する書類)

第11条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添える場合 申請に係る建築物が法第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定に適合していることを市長が適切であると認める者が証する書類その他市長が必要であると認める書類
  - (2) 省令第33条第1項第2号に掲げる書類を添える場合 次に掲げる書類
    - ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに掲げる建築士が作成した当該建築物の現況に係る報告書（以下「現況報告書」という。）
      - (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項各号に掲げる建築物 同法第2条第2項に規定する一級建築士
      - (イ) 建築士法第3条の2第1項各号に掲げる建築物 同法第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士
      - (ウ) 建築士法第3条の3第1項に規定する建築物 同法第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士
    - イ 省令第33条第1項第1号の表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図
    - ウ その他市長が必要であると認める書類
- 2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
    - (1) 申請に係る建築物が法第22条第2項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が適切であると認める者が証する書類
    - (2) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し
    - (3) 省令第33条第1項第1号の表に掲げる図書
    - (4) その他市長が必要であると認める書類
  - 3 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
    - (1) 現況報告書
    - (2) 省令第33条第1項第1号の表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図
    - (3) その他市長が必要であると認める書類
  - 4 省令第33条第3項の規定に基づき、同条第2項第1号に規定する構造計算書は、添えることを要し

ない。

(平27規則43・追加)

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に添付する書類)

第12条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請に係る区分所有建築物が法第25条第2項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類
- (2) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し
- (3) 省令第33条第1項第1号の表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 省令第37条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に規定する構造計算書は、添えることを要しない。

(平27規則43・追加)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平27規則43・旧附則・一部改正)

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断に係る経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物の所有者が、この規則の施行の日前に当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断を行ったときは、同項各号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添えることができる。

- (1) 省令第28条第1項の表の(い)項に掲げる図書
- (2) 省令第28条第1項の表の(ろ)項に掲げる図書又は省令第28条第2項に規定する構造計算書
- (3) 耐震診断を平成25年11月25日以後に行った場合にあつては、当該耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(平27規則43・追加)

3 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる書類に相当するものとして市長が認めるものを添付したときは、当該書類を添えることを要しない。

(平27規則43・追加)

(準用)

4 第2条及び前2項の規定は、省令附則第3条において準用する省令第5条第4項の規則で定める書類について準用する。この場合において、附則第2項中「第2条第1項」とあるのは「附則第4項に

において準用する第2条第1項」と、「法第7条」とあるのは「法附則第3条第1項」と、「要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と、「同項各号」とあるのは「附則第4項において準用する第2条第1項各号」と読み替えるものとする。

(平27規則43・追加)

- 5 第3条の規定は、法附則第3条第3項において読み替えて準用する法第13条第1項の規定による報告について準用する。この場合において、第3条中「建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と、「第1号様式」とあるのは「第10号様式」と読み替えるものとする。

(平27規則43・追加)

附 則 (平成18年3月31日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

建築物の地震に対する安全性に関する報告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律 第13条第1項 第15条第4項 第24条第1項 第27条第4項 の規定により、次のとおり地震に対する安全性に係る事項について報告します。 年 月 日 船橋市長 あて		建築物の所有者 氏名又は名称		㊦	
1 建築物の所有者の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)		電話番号			
2 設計者又は施工者等の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)		電話番号			
3 敷 地 の 地 名 地 番					
4 建 築 物 の 概 要		用 途		階 数	
		延べ面積		建 築 面 積	
		構 造			
5 報 告 事 項					
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		※ 決裁年月日		
年 月 日			年 月 日		
第 号			係員印		
係員印					

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

第2号様式

名 義 変 更 届

<p>年 月 日 第 号で認定された計画認定建築物に係る認定事業者の名義を次のとおり変更したので、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日 船橋市長 あて</p> <p style="text-align: right;">届出人 氏名又は名称 <span style="float: right;">㊟ ㊟</span> 氏名又は名称</p>			
1 認定事業者の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)	新	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
	旧	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
2 敷 地 の 地 名 地 番			
3 備 考			
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		※ 通 知 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

注1 届出人は、新旧の認定事業者が連署して提出してください。

2 認定通知書等を添付してください。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

第3号様式

名義変更受理通知書

<p>年 月 日 第 号で認定された計画認定建築物に係る認定事業者の名義の変更を受理したので、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第5条第2項の規定により通知します。</p> <p>通知番号 第 号</p> <p>通知年月日 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">船橋市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p>			
1 認定事業者の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)	新	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名称)	
	旧	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名称)	
2 敷地の地名地番			
3 備 考			

注 この通知書は、(変更)認定通知書につづり込んでおいてください。

第4号様式

変更認定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）

㊟

建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記の建築物の耐震改修の計画の変更について認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 変更前の認定年月日・番号
- 2 変更の概要

第5号様式

変 更 認 定 通 知 書

認 定 番 号 第 号  
認 定 年 月 日 年 月 日

様

船橋市長



下記による申請書の記載の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づき建築物の認定をしましたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 建築物の概要
  - (1) 用途
  - (2) 延べ面積
  - (3) その他の事項

第6号様式

計画認定建築物の耐震改修に関する報告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条の規定により、次のとおり耐震改修の状況について報告します。 年 月 日 船橋市長 あて 認定事業者 氏名又は名称 <span style="float: right;">㊟</span>			
1 認定事業者の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)	電話番号		
2 設計者又は施工者等の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)	電話番号		
3 敷地の地名地番			
4 特定建築物の概要	用途		階数
	延べ面積		建築面積
	構造		
5 耐震改修の事業の実施時期	着手の年月日	年 月 日	
	完了の年月日	年 月 日	
6 認定年月日・番号	年 月 日 第 号		
7 報告事項			
※ 受付欄	※ 決 裁 欄		※ 決裁年月日
年 月 日			年 月 日
第 号			係員印
係員印			

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

第7号様式

取 下 げ 届

<p>年 月 日付で提出した(変更)認定申請書を取り下げたいので、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第8条の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日 船橋市長 あて</p> <p style="text-align: right;">届出人 氏名又は名称 <span style="float: right;">㊟</span></p>		
1 申請者の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)		
2 敷地の地名地番		
3 建築物の用途		
4 取下げの理由		
5 備 考		
※ 受付欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		年 月 日
第 号		係員印
係員印		

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

第8号様式

取 り や め 届

年 月 日 第 号で認定された計画認定建築物の工事を取りやめたので、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第9条の規定により届け出ます。 年 月 日 船橋市長 あて 届出人 氏名又は名称 <span style="float: right;">㊟</span>		
1 認定事業者の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)		
2 敷地の地名地番		
3 計画認定建築物の用途		
4 取りやめの理由		
5 備 考		
※ 受付欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		年 月 日
第 号		係員印
係員印		

注1 認定通知書及び変更認定通知書を添付してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

第9号様式

工事完了届

<p>年 月 日 第 号で認定された計画認定建築物の工事が完了したので、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第10条の規定により、届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>船橋市長 あて</p> <p style="text-align: right;">認定事業者 氏名又は名称 ㊦</p>	
1 認定事業者の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)	電話番号
2 監理者又は施工者等の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)	電話番号
3 敷地の地名地番	
4 計画認定建築物の名称	
5 工事完了年月日	年 月 日
6 備考	軽微な変更があった場合は、その内容

第10号様式

要緊急安全確認大規模建築物の地震に対する安全性に関する報告書

<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において読み替えて準用する同法第13条第1項の規定により、次のとおり地震に対する安全性に係る事項について報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>船橋市長 あて</p> <p>要緊急安全確認大規模建築物の所有者 氏名又は名称 ㊦</p>			
1 要緊急安全確認大規模建築物の所有者の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)	電話番号		
2 設計者又は施工者等の住所・氏名 (法人の場合は、所在地・名称)	電話番号		
3 敷地の地名地番			
4 要緊急安全確認大規模建築物の概要	用途		階数
	延べ面積		建築面積
	構造		
5 報告事項			

第1号様式

(平18規則59・平27規則43・一部改正)

第2号様式

(平18規則59・平27規則43・一部改正)

第3号様式

(平27規則43・一部改正)

第4号様式

(平27規則43・全改)

第5号様式

(平18規則59・一部改正、平27規則43・旧第6号様式繰上・一部改正)

第6号様式

(平18規則59・一部改正、平27規則43・旧第7号様式繰上・一部改正)

第7号様式

(平18規則59・一部改正、平27規則43・旧第8号様式繰上・一部改正)

第8号様式

(平18規則59・一部改正、平27規則43・旧第9号様式繰上・一部改正)

第9号様式

(平27規則43・追加)

第10号様式

(平27規則43・追加)